

報告事項（1）

愛知県外来医療計画（共同利用計画）について

1 趣 旨

医療計画の一部である愛知県外来医療計画の運用手引きに基づき医療機関から提出された共同利用計画書の内容により海部構想区域における医療機器の効率的な活用に関する検討を行う。

2 協議の要領

協議の手順は、令和2年12月7日に施行された「愛知県外来医療計画の運用手引き」に従う。

愛知県外来医療計画の運用手引き（抜粋）

第2 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場合は、次のとおりとする。

1 協議の場合は、各構想区域の委員会とする。

第3 協議の場合での協議事項は、次のとおりとする。

1 全ての医療圏で協議する事項は次のとおりとする。

（中略）

(2) 医療機器の効率的な活用に関する検討

第4 外来医療計画推進のための取扱い手順は、次のとおりとする。

（中略）

2 医療機器の共同利用計画書の取扱いについて

(1) 対象医療機器を設置しようとする者から、当該医療機関の所在地を所管する保健所に医療機器設置の相談等があった場合は、所管保健所は共同利用計画書の提出を求める。

（中略）

(3) 基幹的保健所は、協議の場で共同利用の内容について説明を行う。

3 今後のスケジュール

できるだけ速やかに協議状況及び医療機器の保有状況を本委員会の議事録として、津島保健所 Web ページで公表する。